**労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について**

今般、愛媛労働局の関係労働者を代表する者小寺悟の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 12 月 14 日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成24年12月26日

4　推薦書及び添付書類提出先　愛媛労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、京都労働局の関係労働者を代表する者胡子信夫の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 12 月 14 日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、京都労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成24年12月26日

4　推薦書及び添付書類提出先　京都労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

**国土調査法第19条第５項の規定による国土調査の成果と同一の効果があるものとすることについて公告**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年十一月二十九日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十四年十二月十四日

農林水産大臣　郡司　彰

| 測量及び調査を行った者の名称 | 地図及び簿冊 |
|---|---|
| 北海道 | 北海道納内南深川市（区）町字納内の一部（経営体育成基盤整備事業地区）確定測量図及び換地計画書<br>原北海道石狩郡新篠津村の一部（経営体育成基盤整備事業中央地区）確定測量図及び換地計画書<br>布北海道石狩郡新篠津村の一部（経営体育成基盤整備事業達田地区）確定測量図及び換地計画書<br>北海道亀田郡七飯町字豊田の一部（経営体育成基盤整備事業豊田地区）確定測量図及び換地計画書<br>北海道檜山郡上ノ国町字豊田の各一部（経営体育成基盤整備事業天の川中央地区）確定測量図及び換地計画書<br>沼北海道夕張郡長沼町の一部（経営体育成基盤整備事業南長中央地区）確定測量図及び換地計画書<br>事北海道花咲郡厚岸町字上尾幌の一部（経営体育成基盤整備事業1新十津川第2地区）確定測量図及び換地計画書<br>北海道勇払郡厚真町字上野、豊沢及び幌舞の各一部（経営体育成基盤整備事業南厚真地区）確定測量図及び換地計画書 |
| 愛知県 | 愛知県名古屋市西区、中村区、中川区、港区、南区、熱田区、瑞穂区、東区、北区、昭和区、千種区、守山区、緑区、名東区、天白区及び名古屋市に隣接する愛知郡東郷町の一部（経営体育成基盤整備事業西春地区）確定測量図及び換地計画書<br>愛知県一宮市、稲沢市、江南市、岩倉市、丹羽郡大口町及び扶桑町の一部（経営体育成基盤整備事業尾張西部地区）確定測量図及び換地計画書<br>愛知県豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、宝飯郡小坂井町、額田郡幸田町及び北設楽郡設楽町の一部（経営体育成基盤整備事業東三河地区）確定測量図及び換地計画書<br>愛知県瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町及び丹羽郡大口町の一部（経営体育成基盤整備事業尾張中部地区）確定測量図及び換地計画書<br>愛知県岡崎市、一色町、吉良町及び幡豆郡幡豆町の一部（経営体育成基盤整備事業西三河南部地区）確定測量図及び換地計画書<br>愛知県豊田市、瀬戸市、尾張旭市、日進市、愛知郡長久手町、東郷町及び西加茂郡三好町の一部（経営体育成基盤整備事業西三河北部地区）確定測量図及び換地計画書<br>愛知県新城市、北設楽郡設楽町及び東栄町の一部（経営体育成基盤整備事業東三河北部地区）確定測量図及び換地計画書<br>愛知県名古屋市緑区、豊明市、日進市、愛知郡東郷町及び西加茂郡三好町の一部（経営体育成基盤整備事業尾張東部地区）確定測量図及び換地計画書<br>愛知県知多郡美浜町大字奥田の一部（農村環境整備事業地区）確定測量図及び換地計画書 |
| 豊橋南部土地改良区 | 愛知県豊橋市大清水町の一部（基盤整備促進事業彦坂池下地区）確定測量図及び換地計画書 |